



2023年度 労働条件闘争開始

～すべての仲間が安心して働き続けていけるために～

2023年度労働条件闘争が始まりました。今年度の要求内容も、今まで寄せられた組合員の皆さんの声を執行委員会で取りまとめ、UAゼンセンの方針に沿って作成しています。

昨今の物価上昇を実感され、家計に不安を感じている方も多いと思います。また世間ではアフターコロナとしての新たなフェーズを迎えようとしていますが、私たちの福祉業界は利用者様の安全が最優先ということもあり、絶対に持ち込まない、持ち込ませないという重圧や負担はまだ続きそうです。

このような中、すべての仲間が安心して働き続けられることを念頭に置き3月末まで交渉に臨みますので、みなさんのご協力をよろしくお願ひします。以下に今年度要求内容をお知らせいたします。

I. 2023年度 賃金改定に関する要求内容

1. 賃上げ額

(1) 正社員組合員

- 1) 所定内賃金引上げ UAゼンセンの方針に基づき、全組合員の所定内賃金を1人当たり12,000円引き上げること
- 2) 手当の新設 年末年始(12月30日～1月3日)手当を新たに設け、1日につき5,000円を支給すること

(2) パートタイム組合員

- 1) UAゼンセンの方針に基づき、1人当たり時給を60円引き上げること
- 2) 手当の新設 年末年始(12月30日～1月3日)手当を新たに設け、1日につき5,000円を支給すること

2. 賃金制度

(1) 正社員組合員

公正な昇格制度確立のため、組合が提案したキャリアパス制度を導入すること

(2) パートタイム組合員

- 1) 昇給制度を新設し、時間給基準表の上限下限の金額を見直すこと
- 2) 時間給基準表に全職種を記載すること

(3) 定年再雇用後の組合員

前回の団体交渉で約束した(したとおり)、就業規則、給与規程等の素案を提示すること

3. 企業内最低賃金

企業内最低賃金を協定化し、次のとおりとすること

月額162,700円、時間額950円

併せて、給与規程の別表2「初任給基準表」の初任給をそれぞれ9号俸引き上げること

II. 2022年 期末一時金に関する要求内容

1. 正社員組合員

- (1) 要求月数 年間5ヶ月とすること
- (2) 算定基礎賃金 算定基礎賃金項目は以下のとおりとすること
・基本給 ・役職手当 ・資格手当 ・扶養手当

2. パートタイム組合員

- (1) 全てのパートタイム組合員に対し、同一労働同一賃金の観点から一時金制度を導入すること

(2) 要求額

1) 現在一時金が支給されているパートタイム組合員については、正規職員と同視すべき働き方をしているため、正規職員と同様の基準で支給すること

2) 現在一時金が支給されていないパート組合員に対する支給額を年間2.0ヶ月とすること

III. 労働時間の短縮・改善に関する要求

1. 正社員組合員の年間休日数を108日から110日とすること

2. 積立年次有給休暇について

(1) 適用条件の拡大

現行に加え「法人が出勤停止を命じた場合」「育児休暇・介護休暇をする場合」も年次有給休暇に先行して使用できるようにすること

(2) 上限の設定

現行の制度を改正し、上限を40日とすること

3. 年次有給休暇の取得を7日とすること

IV. 定年制度に関する要求

定年再雇用後の規定の運用開始を2022年4月とし、現在在籍している70歳以下の組合員にも適用させること

V. 退職金制度に関する要求

1級職員について、2級職員になった者については1級職員としての雇用期間も算定すること

VI. あらゆる就業形態における公正処遇の実現に関する要求

1. 住居手当について、正規・非正規を問わず、本人が賃貸契約を結んでいる組合員には支給すること

また、給与規程第14条(4)「申請者が単身者である場合、勤務する事業所より20km以内における親の住居状況」については、時代背景も照らし合わせ、これを削除すること

2. 公正処遇(不公平感をなくす)観点から、理事長が勧告・決定するとしている規定を撤廃し、すべての支給額を明記すること

VII. その他

1. 始末書を提出した職員の減給や昇給停止についてのルールを労使で協議し、規定化すること
2. 夜勤の就業時間を統一し、事業所間の休日数の差を無くすこと。

UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン 第6回定期大会を開催しました

2022年12月18日（日）香川県社会福祉総合センター大会議室にて、第6回定期大会が開催されました。

今回についてもコロナの状況を考慮し、時間短縮、Zoomを併用するなど万全の感染症対策を講じての開催となりました。来賓としてUAゼンセン香川県支部 支部長 三屋智広氏、主任 清水陽子氏をお招きし、役員・代議員・オブザーバーあわせて31名が参加しました。

船川委員長は、法人の健全運営、風通しのよい職場づくり、サービスの質の向上を労使で考えていきたい。また、自分たちだけのためではなく、法人・利用者・従業員のための組合として頑張っていきたいと思います。

2022年度活動報告、会計・会計監査報告及び、2023年度活動方針、予算、規定の改正、役員選出の議案が提起され、全て承認されました。

今大会をもって役員交代もあり、新しい顔ぶれで、心新たにスタートすることになりました。

法人理念である『安全とやさしさにあふれたサービスを地域とともに』を実践するために、「利用者様のために」「法人のために」やりがいをもって、気持ちよく働ける職場をつくっていきましょう。



『ワークルール豆知識』（第3回）

皆さんチャレンジしてみてくださいね(^_^)/

正解した方の中から抽選で10名の方に商品券などの景品をプレゼントいたします。参加される方は下記応募用紙に氏名・施設名・解答を記入し、所属支部長まで提出してください。（2023年3月28日を締め切りとします）

問題：就業規則の効力について、誤っているものを1つ選んでください。

1. 就業規則よりも有利な労働条件を労働契約が定めていた場合、労働契約の労働条件が契約内容となる。
2. 労働協約よりも不利な労働条件を労働契約が定めていた場合、労働協約の労働条件が契約内容となる。
3. 就業規則よりも有利な労働条件を法律が定めていた場合、法律の労働条件が契約内容となる。
4. 労働協約よりも不利な労働条件を就業規則が定めていた場合、就業規則の労働条件が契約内容となる。

第2回答え合わせと解説

正解は④ 香川県の最低賃金は2022年10月1日から時間額878円になりました。

常用、パートタイマー、アルバイト、嘱託、臨時など雇用形態や呼称にかかわらず、原則として香川県で働くすべての労働者に適用されます。

✂-----キリトリ-----

ワークルール豆知識応募用

第____回	氏名	施設名	解答	
加入申込書			申込日	年 月 日
氏名	フリガナ	生年月日		
住所	〒			
電話番号				
施設名		経験年数	年	ヶ月
職種		雇用区分	正社員	パート